

支援業務の実施に関する計画

- ・ 必要に応じて欄を広げて記載してください。
- ・ 記載内容が多い場合や図表を用いる場合等で用紙が不足する項目は別紙でも構いません。その場合は、欄内に「別紙〇〇参照」のように記載してください。

1. 業務名称等	法第62条第(一・㉠・㉡・㉢・五・六)号に掲げる業務 (該当する番号を選択)
	第二号：要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助を行う業務
	第三号：賃貸住宅に入居する要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行う業務
	第四号：その他の附帯業務

【組織及び運営に関する事項】

2. 主な業務地域	福岡市及びその近隣市町村
3. 組織体制 法人の組織について、支援業務に従事する部分が分かるように記載してください。 (上記内容が分かる組織図等でも可)	
4. 人員体制 支援業務に従事する人数・役割分等、人員体制を記載してください。	古家空家調査連絡会 理事1名-----業務の統括 理事(建築士)2名-----業務内容の指導 コーディネーター2名-----業務の遂行及び管理 〈専門家による相談サポートチーム〉 弁護士1名 司法書士1名 税理士1名 建築士2名 宅地建物取引士1名 社会福祉士2名 土地家屋調査士1名 行政書士1名

5. 勤務体制 営業日及び休日、 勤務時間等を記載 してください。	営業日：月～金（9：00～18：00） 休日：土日祝日、年末年始
--	-------------------------------------

【支援業務の概要に関する事項】

6. 支援対象者	住まい、住まい方にお悩みがある方 ・低所得者 ・高齢者世帯 ・障がい者世帯 ・生活困窮者世帯 ・子育て世帯 ・外国人世帯 など
7. 業務内容 具体的な実施方法、 委託等の有無及びそ の内容等について記 載してください。 要配慮者から対価を 得て行う場合におい ては、当該業務の内 容、対価及び提供の条 件に関する事項を記 載してください	顧客 ① 「住まい」に関する お悩み相談 ↓ ↑ ⑤各専門家からのアドバイスをもとに 解決方法を提案 ②相談内容を分析 古家空家調査連絡会 ↓ ↑ ③各専門家に課題検討依頼 (委託) ④回答 (各専門家) サポートチーム ・弁護士 ・司法書士 ・税理士 ・行政書士 ・建築士 ・土地家屋調査士 ・宅地建物取引士 ・社会福祉士 1. 通常業務内容 第二号業務 ①住まい相談 「住まいと暮らしの何でも相談」窓口、「社会貢献型空家バンク」問い合わせ窓口を活用し、生活支援、居住物件に関する問い合わせなど幅広い相談対応を行う。 ②入居時支援 ・法務税務面の課題解決、将来の生活設計に対する相談対応 法律・税務・宅建等の専門家による、権利面や契約についての相談対応と課題解決。将来の生活設計に対する具体的な経済面からの相談対応。

	③物件紹介、契約支援 不動産管理会社・仲介会社との連携による希望条件に合う物件の調整、内覧同行、契約同席による支援を実施。 ④コーディネート支援 既存事業で得たノウハウ・スキルを活かした適切なコーディネートを行う。必要に応じ、保証人・緊急連絡先不在問題等に対応する、見守りサービスの実施。認知症、精神・知的障がいによる金銭管理ニーズに対応する権利擁護サービスの調整等を行う。 第三号業務 ⑤入居後支援 居住継続に必要な法務税務面のサポート、賃貸の条件や建物の耐久性に関する相談対応を随時実施。 第四号業務 ⑥横断的な情報共有、普及啓発活動 専門家とコーディネーターを横断した会議の主宰。居住支援に関する情報の共有。セミナーや各職能団体等を通じて、居住支援策に関する情報提供等を行う。 第一号業務については、家賃債務保証業者登録規程の登録を受けた家賃債務保証業者との連携を図る。 <u>2. 今後の事業展開イメージ</u> ① 各専門家のサポートによる空家活用の推進。 空家やそのオーナーに内在する法務税務、建築・宅建面での課題を解決し、住宅要配慮者を含めた住まいの確保について、新たなアプローチでのマッチングを実施、不動産流通の幅を広げる。 ② 各個人のニーズに合わせた「住まい」の確保。 高齢者やひとり親家庭、障がい者、若年層、外国人など幅広い層からの住まいニーズに対し、健康面や経済面の状況や将来への暮らしへの希望に合わせた、ひとりひとりのニーズの聞き取りとそれに対応する支援体制の確立。また、それに合わせた住まいの確保。既存住宅の効率的な活用。 ③ 住まいの機能の充実による支援体制の拡張。 例えば、高齢者が住み替える一軒家を活用してシングルマザー支援と子ども支援の仕組みを一体化する(住まい+食料支援+子どもの居場所+学習支援)、また、若年層や障がい者と地域支援を一体化する(住居+障がい者のシェアハウス+地域支援団体)、家族が縮小する高齢者の空部屋と親元を離れて過ごす学生をつなぎ自宅オーナーと入居者が同じ家で暮らすといった「ホームシェア」の活用など、建物の状況に応じた機能を付随することにより、住宅用配慮者の支援と既存住宅の活用用途の拡張に寄与。
--	--

8-1. 連携内容 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	・福岡市居住支援協議会へ参加 ・福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加
8-2. 連携内容 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	空家活用において共同事業体を組む福岡市社会福祉協議会や、これまでの事業の中で培ったネットワークを活用し、個々の課題解決に向けて協働し、解決へと導く。
9. 人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。	団体内での情報共有、事例検証、勉強会の開催。 研修会への参加し、要配慮者への支援について理解を深めるとともに、他団体の事例を学びより良い支援に努める。
8. 実施効果等 要配慮者の生活安定向上にどのように寄与するか等を記載してください。	当団体は法務、税務、建築の専門家チームを有し、空家問題に関する専門組織として数多くの古家空家の物件相談を受け、住まいと暮らしの課題を解決に導いている。また福岡市社会福祉協議会と連携し、地域に潜在する空家所有者へその活用を促し、地域の福祉拠点や福祉サービスを提供する事業所、シェアハウスなどへの転換を進める事業を行っている。 空家を活用することで、より廉価での住宅の提供が可能なり、住み替えなどに伴う、法務、税務、建築に関わる課題や手続きにワンストップで対応、多様な居住支援が提供可能である。